

伊万里市危険物安全協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、伊万里市危険物安全協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、伊万里・有田消防組合伊万里消防署内に置く。

(目的)

第3条 本会は、発火性または引火性の危険物、都市ガス及び液化石油ガス（以下「危険物等」という。）の保安対策の研究及び消防思想の普及宣伝並びに防火施設の拡充強化に寄与し、会員相互の融和親睦を図ることをもって目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 消防関係諸法規の周知徹底に関すること。
- (2) 消防思想の普及宣伝に関すること。
- (3) 危険物に対する防火及び消防諸施設の調査並びに研究に関すること。
- (4) 危険物取扱者の研修に関すること。
- (5) 優良事業所、優良従業員及び功労者の表彰並びに感謝状に関すること。
- (6) その他本会の目的達成上必要と認められた事業

第2章 事業

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
伊万里市内及び隣接する市町において危険物等を取扱う販売業者
- (2) 賛助会員
本協会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会したもの

(会員の加入)

第6条 本会に加入しようとする者は、所定の申込書をもって会長に届け出るものとする。

(会員の権利)

第7条 正会員は、本会に対して次の権利を有する。

- (1) 総会に出席し意見を述べ、議決に参加すること。
- (2) 本会の役員を選出すること。
- (3) 本会の事業運営状況等について、会長並びに役員に説明を求めること。

(会員の義務)

第8条 会員は本会に対し、次の義務を負うものとする。

- (1) 会則及び総会の議決に従うこと。
- (2) 本会の会費を納付すること。

(会員の退会)

第9条 会員は次の事由により退会するものとする。

- (1) 会員たる資格を有しなくなったとき。
- (2) 会員の退会届出を理事会において承認したとき。

第3章 役員、顧問及び事務局

(役員)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(5) 幹事 1名

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充による役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後といえども後任者の就任するまでその職務を行う。

(役員選任)

第12条 会長、副会長及び理事は、総会において正会員の中から選出する。

2 理事は、各地区から推薦により総会においてこれを選出する。

3 幹事は、伊万里消防署署長をもってこれに充てる。

(役員辞職)

第13条 役員が辞職しようとするときは、会長に届け出るものとする。

(役員職務権限)

第14条 本会の役員職務権限は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 理事は、理事会に出席し会務を議決する。

(4) 監事は、本会の会務の状況を監査するとともに、必要に応じ理事会に出席することができる。

(顧問)

第15条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じる。

(幹事)

第16条 幹事は本会の庶務及び会計事務を統轄する。

(事務局)

第17条 本会の事務局を、伊万里・有田消防組合伊万里消防署消防3課に置く。

2 事務局は、庶務及び会計事務に従事する。

(役員報酬)

第18条 本会の役員及び書記は、無報酬とする。ただし実費弁償を受けることができる。

第4章 会議

(会議)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は会長が招集し、会議の議長は会長をもってこれに充てる。

(総会)

第20条 総会は、定期総会と臨時総会とし、正会員の3分の1以上の出席をもって議事を開き、次の事項を議決する。

(1) 会則の変更に関する事項

(2) 役員選任及び解任に関する事項

(3) 予算及び決算に関する事項

(4) 事業計画に関する事項

(5) その他本会の維持運営に必要な事項

2 総会における議決は、出席正会員の過半数でこれを決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。ただし、会則の変更については、出席正会員の3分の2以上の同意がなければならない。

(理事会)

第21条 理事会は、会長、副会長、理事及び幹事をもって構成し、過半数の出席で議事を開き、次の事項を議決する。

(1) 総会に提案すべき事項

(2) 事業の実施及び予算の運用に関する事項

(3) その他会長において必要と認めた事項

2 理事会における議決は、出席者の3分の2以上の多数によりこれを決する。

(会議の開催及び通知)

第22条 定期総会は毎年1回年度始めに、臨時総会は随時必要ある場合に、理事会の議決により開催する。

2 理事会は、会長が必要と認めた時にこれを開催する。

3 総会の招集は開催の5日以前に、理事会の招集は開催の5日以前に、会議の目的とする事項、日時及び場所等を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

第5章 事務及び会計

(事業年度)

第23条 本会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月末日をもって終わる。

(経費)

第24条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第25条 本会の会費は、総会の承認を得た基準により納付するものとする。

2 会員は、伊万里市危険物安全協会細則に定める会費を毎年6月末までに納付しなければならない。ただし、新規加入会員は、加入の月から別に定める会費を納付するものとする。

3 納付された会費は、返戻しない。

(簿冊)

第26条 本会には、次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 役員名簿
- (3) 会則
- (4) 金銭出納簿
- (5) 予算及び決算に関する書類
- (6) 事業計画及び実施に関する書類
- (7) 議事録
- (8) 備品台帳

第6章 雑則

第27条 この会則の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 本会則は、昭和52年11月1日から施行する。

2 昭和52年度の会費については、11月末まで納付するものとする。

附則

1 本会則は、平成4年5月14日から施行する。

附則

1 本会則は、平成20年5月23日から施行する。

附則

1 本会則は、平成24年5月24日から施行する。

2 本会の趣旨に賛同した者で、この会則の施行の前日までに入会していた会員については、特別会員とし、なお従前の例による。

附則

1 本会則は、平成29年5月11日から施行する。

伊万里市危険物安全協会細則

(目的)

第1条 伊万里市危険物安全協会（以下「協会」という。）の運営に必要な細部事項を定めることを目的とする。

(表彰)

第2条 本協会会則第4条第5号の規定に基づき表彰を行う場合は、次の基準によるものとする。

- (1) 危険物の保安対策その他防火施設等の拡充強化について他の模範となる優良事業所
- (2) 危険物取扱者の免状を取得して3年以上の経験年数のある者、または、危険物等を取り扱う同一事業所に5年以上勤務し、危険物等の保安業務の遂行にあたり他の模範となる者
- (3) その他本協会の運営発展に顕著な功績を有する者

2 前項第1号及び第3号の表彰該当者については、理事会において選考する。

3 事業主は、第1項第2号に該当すると認める者がいるときは、表彰具申書（別記様式）を毎年3月15日までに会長に具申するものとする。

4 被表彰者の選考については、理事会において決定する。

5 表彰は、表彰状及び記念品料を授与してこれを行う。

6 表彰は、毎年総会の日に行う。ただし、会長が必要と認めたときはこれを変更し、または、臨時にこれを行うことができる。

(感謝状)

第2条の2 本協会会則第4条第5号の規定に基づき感謝状の贈呈を行う場合は、次の基準によるものとする。

2 過去の長きにわたり、本協会の運営発展に顕著な功績を残した者

3 前項の感謝状該当者については、理事会において選考し決定する。

4 贈呈品は、感謝状及び記念品料

5 贈呈は、毎年総会の日に行う。ただし、会長が必要と認めたときにはこれを変更し、または、臨時にこれを行うことができる。

(弔慰)

第3条 本協会会則第4条第6号の規定に基づき弔慰を行う場合は、次によるものとする。

(1) 役員が死亡したとき。

(2) 役員の配偶者が死亡したとき。

(3) 会長が必要と認めたとき。

(会費)

第4条 本協会会則第25条に定める会費は年会費とし、別表第1のとおりとする。

(旅費)

第5条 本協会の役員が会務のため出張したのに対して支給する旅費は、伊万里市職員等の旅費に関する条例の規定を準用する。

附 則

1 本細則は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

1 本細則は、平成29年5月11日から施行する。

附 則

1 本細則は、令和5年5月16日から施行する。

附 則

1 本細則は、令和6年5月10日から施行する。